

高崎健康福祉大学 情報セキュリティ対策基本方針

(目的)

第1条 高崎健康福祉大学（以下「本学」という。）は、本学の理念である「人の喜びを自分の喜びとする『自利利他』の健大精神のもと、人類の健康と福祉に貢献する人材を育成する」ことを実現するため、本学で扱う情報及び情報システムを対象に情報セキュリティ対策を実施する。

(方針)

第2条 前条の目的を達するため、本学は情報セキュリティ対策基本規程（以下、「対策基本規程」という。）及びその他の規程等の定めるところにより、次の各号に掲げる対策を行う。

- (1) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備
- (2) 情報及び情報システムの保護
- (3) 情報システムや情報サービスの管理・運用
- (4) インシデントへの対処
- (5) 利用者への啓発・教育
- (6) (1)～(5)を含む情報セキュリティマネジメントの実施

(義務)

第3条 本学の情報及び本学で扱う情報システムを利用する者、管理・運用の業務に携わる者は、本方針、対策基本規程及びその他の規程等を遵守しなければならない。

(罰則)

第4条 本方針に基づき定められる規程等に違反した場合の利用の制限および罰則は、高崎健康福祉大学学則及び学校法人高崎健康福祉大学が定める就業規則に則って行うほか、それぞれの規程に定めるところによる。

附則 この方針は、令和4年10月01日より施行する。